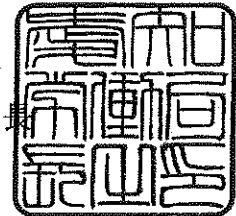


登録事項変更の公示

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令44号）第19条の24の37による届出があったので、同第19条の24の46に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年6月13日

愛知労働局



- 1 名 称 一般社団法人日本ボイラ協会
- 2 所 在 地 東京都港区新橋五丁目3番1号
- 3 代表者職氏名 会長 辻 裕一
- 4 登 録 番 号 第 1 号
- 5 登 録 区 分 ボイラー実技講習



名 称	変 更 後	一般社団法人日本ボイラ協会
	変 更 前	一般社団法人日本ボイラ協会
所 在 地	変 更 後	東京都港区新橋五丁目3番1号
	変 更 前	東京都港区新橋五丁目3番1号
代表者職氏名	変 更 後	会長 辻 裕一
	変 更 前	会長 刑部 真弘
事務所の名称	変 更 後	一般社団法人日本ボイラ協会 愛知支部
	変 更 前	一般社団法人日本ボイラ協会 愛知支部
事務所の所在地	変 更 後	名古屋市名東区大針一丁目23番地
	変 更 前	名古屋市名東区大針一丁目23番地